

# 商標権設定登録通知書

## 分割納付及び存続期間更新登録期限日

登録番号 第6821447号  
登録日 令和 6年 7月 5日  
出願番号 商願2023-135056  
出願日 令和 5年12月 6日  
商品及び役務の区分 1  
納付年分 第 5年分まで  
納付金額 17,200円  
納付日 令和 6年 7月 3日

分割納付による5年目の満了日(期限日)
令和11年(2029年) 7月 5日
10年目の満了日(期限日)
令和16年(2034年) 7月 5日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたる  
ときは、その日の翌日が期間の末日と  
なります。

### 分割納付(後期分)の手続について

- ・「分割納付」により納付手続きをした場合は、登録日から5年の満了日までに、「商標登録料納付書」により手続きをしてください。
- ・上記期間内に手続きができなかったときは、満了日経過後6ヶ月以内であれば、「商標登録料納付書」に登録料の倍額を追納することにより、商標権の存続期間を更新することができます。
- ・追納できる期間内に納付しないときは、その商標権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。

### 存続期間更新登録の手続について

- ・商標権を更新する場合は、登録日から10年の満了日の前6ヶ月から満了日までの間に「商標権存続期間更新登録申請書」により手続きをしてください。
- ・上記期間内に手続きができなかったときは、満了日経過後6ヶ月以内であれば、「商標権存続期間更新登録申請書」に登録料の倍額を追納することにより、商標権の存続期間を更新することができます。
- ・追納できる期間内に申請しないときは、その商標権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- ・「商標権存続期間更新登録申請書」・「商標登録料納付書」の様式及び登録料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ <https://www.jpo.go.jp/index.html>

### 重要

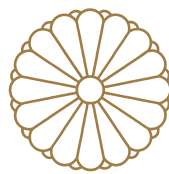
分割納付(後期分)、および存続期間更新登録の手続に関しては、特許庁から納付等についての通知は送付いたしませんので、納付期限等の管理はご自身でお願いします。

※登録料等の納付期限日を忘れないために電子メールにて納付期限が近づいたことをお知らせするサービスがあります。利用については、以下を参照ください。

『特許(登録)料支払期限通知サービスについて』

[https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen\\_tsuchi\\_service.html](https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen_tsuchi_service.html)

問い合わせ先 審査業務課登録室  
電話 03(3581)1101(代表)  
商標担当 内線2713



# 商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第 6821447 号  
(REGISTRATION NUMBER)

商標  
(THE MARK)



指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分  
(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第 36 類 生命保険契約の締結の媒介, 生命保険の引受け, 損害  
保険契約の締結の代理, 損害保険に係る (その他別紙記載)

商標権者  
(OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT) 沖縄県浦添市牧港四丁目16番5号マチナトスポーツ  
ガーデン 3階

## 株式会社フォーカス

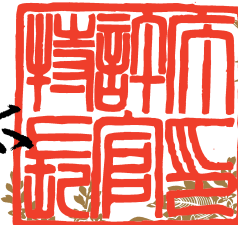
出願番号  
(APPLICATION NUMBER) 商願 2023-135056  
出願日  
(FILING DATE) 令和 5年12月 6日 (December 6, 2023)  
登録日  
(REGISTRATION DATE) 令和 6年 7月 5日 (July 5, 2024)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。  
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 6年 7月 5日 (July 5, 2024)

特許庁長官  
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

小野洋太



# 商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 1)

登録第6821447号 (REGISTRATION NUMBER)

商願2023-135056 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

(第36類) 損害の査定, 損害保険の引受け, 保険料率の算出, 損害保険及び生命保険についての相談, 保険情報の提供, 預金の受入れ(債券の発行により代える場合を含む。)及び定期積金の受入れ, 資金の貸付け及び手形の割引, 内国為替取引, 債務の保証及び手形の引受け, 有価証券の貸付け, 金銭債権の取得及び譲渡, 有価証券・貴金属その他の物品の保護預かり, 両替, 金融先物取引の受託, 金銭・有価証券・金銭債権・動産・土地若しくはその定着物又は地上権若しくは土地の賃借権の信託の引受け, 債券の募集の受託, 外国為替取引, 信用状に関する業務, 信用購入あっせん, 暗号資産の管理, 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換, 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の媒介・取次ぎ又は代理, 前払式支払手段の発行, ガス料金又は電気料金の徴収の代行, 商品代金の徴収の代行, 有価証券の売買, 有価証券指数等先物取引, 有価証券オプション取引, 外国市場証券先物取引, 有価証券の売買・有価証券指数等先物取引・有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引の媒介・取次ぎ又は代理, 有価証券市場における有価証券の売買取引・有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の委託の媒介・取次ぎ又は代理, 外国有価証券市場における有価証券の売買取引及び外国市場証券先物取引の委託の媒介・取次ぎ又は代理, 有価証券先渡取引・有価証券店頭指数等先渡取引・有価証券店頭オプション取引若しくは有価証券店頭指数等スワップ取引又はこれらの取引の媒介・取次ぎ若しくは代理, 有価証券等清算取次ぎ, 有価証券の引受け, 有価証券の売出し, 有価証券の募集又は売出しの取扱い, 株式市況に関する情報の提供, 商品市場における先物取引の受託

[以下余白]